

令和7年3月10日

令和7年

上毛町農業委員会3月期定例総会議事録

上毛町農業委員会

上毛町農業委員会3月期定例総会議事録

1. 日 時 令和7年3月10日（月） 午前9時00分

2. 場 所 上毛町げんきの杜 研修室

3. 出席委員及び欠席委員

出席委員 21名

欠席委員 1名

●出席委員の氏名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	古 原 修	○	15番	水 嶋 久 夫	○
2番	小林 博一	○	16番	矢 岡 洋	○
3番	河津 圭一	○	17番	前田辰次郎	○
4番	別府 義一	○	18番	八ツ 繁 秀也	欠
5番	熊谷由美子	○	19番	磯 田 三 好	○
6番	坪根 和男	○	20番	谷 上 重 行	○
7番	久保 博文	○	21番	松 川 清	○
8番	宮秋 伸一	○	22番	山 本 直 子	○
9番	福田 政典	○			
10番	中森 博通	○			
11番	常慶 崇裕	○			
12番	久元ますみ	○			
13番	越原 幸治	○			
14番	宮本 健一	○			

●事務局

事務局長 野 添 雄 二 欠
林 充 彦 ○
向 本 泰 一 ○

4.議 案

- 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条(改正前)の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について
- 議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条(改正前)の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第14号 農地パトロールの結果について
- 議案第15号 地域計画策定に向けた各地区の現状・課題等に関する意見について

5.その他

- ・令和7年度定例総会の日程について
- ・次回定例総会 令和7年4月10日(木)

会議の経過

令和7年3月10日(月)午前9時00分開会

議長 みなさんおはようございます。

本日は、農業委員会 3月期定例総会を開催いたしましたところ、委員のみなさまにおかれましては何かとご多用の中、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。

本日は、八ツ繁委員から欠席の連絡が入っております。上毛町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、只今から3月期定例総会を開催いたします。

議事録署名委員を指名いたします。

議席2番小林委員、議席3番河津委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは議案の審議に入ります。議案第7号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料の2ページをお願いします。

議案第7号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。今期分については賃貸借権276件、使用貸借権41件でございます。

賃貸借分ですが、期間は1年、2年、3年、4年、5年、6年、10年となっています。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が472, 987㎡、畑が1, 533㎡です。

筆数は276筆で貸し手119名、借り手44名となっております。

賃借料でございますが、田は現金で反当3, 000円から18, 000円、現物では21kgから61kgとなっています。畑は、現金で反当5, 000円から13, 000円となっています。

次に使用貸借権分ですが、期間は1年、2年、3年、5年、6年、9年、10年となっています。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が40, 859㎡、畑が2, 650㎡です。

筆数は41筆で、貸し手25名、借り手19名となっております。

3ページから20ページに利用権設定等各筆明細一覧表をお付けしております。

それから、21ページの農業経営基盤強化促進法第18条調書のとおり同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。

全会一致により、議案第7号については原案のとおり可決決定されました。

議 長 つづきまして、議案第8号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料の22ページをお願いします。

議案第8号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の決定についてでございます。農地中間管理事業による利用権の設定でございます。

今期分については賃貸借権40件でございます。期間は3年、5年、6年、10年となっています。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が47,080㎡、畑が323㎡です。

筆数は40筆で、貸し手13名、借り手10名となっております。

賃借料でございますが、現金で反当1,000円から13,000円、現物で49kgから57kgとなっております。次の23ページから農地中間管理事業各筆明細一覧表をお付けしております。

それから、26ページの農業委員会意見書のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号等の各要件を満たしていると考えます。これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第8号については原案のとおり可決決定されました。

議 長 つづきまして、議案第9号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

〇〇委員は当事者でございますので、一時退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

事務局説明をお願いします。

事務局 それでは、資料27ページをお願いします。

議案第9号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

特例事業農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は、大字土佐井1122番、1351番、1352番、1353番の4筆、地目は田で、面積は計9,201㎡です。

所有権を移転する方は、福岡県農業振興推進機構で、所有権の移転を受ける方は、大字土佐井の〇〇さんです。

次の28ページに農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付しています。

同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

位置図、箇所図は29、30ページのとおりです。

申請農地は、大字土佐井地内のほ場整備済の農地です。これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により、議案第9号については原案のとおり可決決定されました。

事務局は〇〇委員を呼び戻してください。

(〇〇委員着席)

議 長 つづきまして、議案第10号農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料31ページをお願いします。

議案第10号農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は売買で、申請農地は大字土佐井1144番2、地目は田で、面積は90㎡です。

譲渡人は中津市の〇〇さんで、譲受人は行橋市の〇〇さんです。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は、90㎡です。

次のページに農地法第3条調査書を添付しています。

同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。
位置図、箇所図は33、34ページのとおりです。申請農地は大字土佐井地内の未整備の田です。
これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案件については、熊谷委員が地区担当委員となっておりますがいかがでしょうか。

熊谷委員 問題ありません。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により、議案第10号については原案のとおり可決決定されました。

議 長 つづきまして、議案第11号農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。

なお、〇〇委員は当事者でございますので、一時ご退席をお願いいたします。

(〇〇委員退席)

事務局説明をお願いします。

事務局 資料35ページをお願いします。

議案第11号農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は売買で、申請農地は大字土佐井324番、937番1の2筆、地目は畑と田で、面積は計300㎡です。

譲渡人は、北九州市の〇〇さんで、譲受人は、大字土佐井の〇〇さんです。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は、186,300㎡です。

次のページに農地法第3条調査書を添付しています。

同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

位置図、箇所図は37、38ページのとおりです。

申請農地は大字土佐井地内の未整備の畑と田です。これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

本案件については、熊谷委員が地区担当委員となっていますがいかがですか。

熊谷委員 別に問題ありません。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により、議案第11号については原案のとおり可決決定されました。
事務局は〇〇委員を呼び戻してください。

(〇〇委員着席)

議 長 つづきまして、議案第12号農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料39ページをお願いします。

議案第12号農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は売買で、申請農地は大字尻高102番1、102番2、103番1、105番1、105番2、106番1、106番9、107番1の8筆、地目は全て田で、面積は計5,479㎡です。

譲渡人は、古賀市の〇〇さんで、譲受人は、大字八ツ並の〇〇さんです。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は、6,322㎡です。

次のページに農地法第3条調査書を添付しています。

同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

位置図、箇所図は41、42ページのとおりです。

申請農地は大字尻高地内の整備田と未整備田です。これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

本案件については、中森委員が地区担当委員となっておりますがいかがでしょうか。

中森委員 特に問題ないと思いますが、この地域は日照問題とか含め難しいんじゃないかと思います。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により、議案第12号については原案のとおり可決決定されました。

議 長 つづきまして、議案第13号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。

〇〇委員は当事者でございますので、一時退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

事務局説明をお願いします。

事務局 はい。資料43ページをお願いします。

議案第13号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。

申請農地は大字土佐井749番1、地目は田で、面積は43㎡です。

申請人は、大字土佐井の〇〇さんで、理由としては、隣接する一般住宅の駐車場及び家庭菜園として利用するためです。

一般基準としての転用の確実性については、資金計画書等により確実と思われます。

付近の農地に対する被害の有無については、隣接農地は無く、水利関係者の承諾を得ております。

農地の区分は、第1種農地ですが、不許可の例外規定である「既存施設の拡張」に該当することから、許可可能と判断します。

箇所図、位置図は44、45ページのとおりです。

申請農地は、大字土佐井地内の未整備の田です。これで説明を終わります。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。賛成多数により、議案第13号については原案のとおり可決決定されました。

事務局は〇〇委員を呼び戻してください。

(〇〇委員着席)

議 長 つづきまして、議案第14号農地パトロールの結果についてを議題といたします。
事務局説明をお願いします。

事務局 資料の46ページをお願いします。

議案第14号農地パトロールの結果についてでございます。

今年度の農地パトロールにつきましては、再生利用が困難と思われる農地について、町内を4地区に分け、2月25日、26日、3月4日の3日間、農業委員、最適化推進委員の皆様と現地確認を実施しましたので、結果を報告させていただきます。

まず、南吉富地区につきましては、1筆の確認を行い、再生利用困難と判断しました。

詳細は資料の47ページから48ページをご覧ください。

西吉富地区につきましては、1筆の確認を行い、再生利用困難と判断しました。

詳細は資料の49ページから50ページをご覧ください。

次に、友枝地区につきましては、6筆の確認を行い、6筆全てを再生利用困難と判断しました。

詳細は資料の51ページから60ページをご覧ください。

次に、唐原地区につきましては、8筆の確認を行い、8筆全てを再生利用困難と判断しました。

詳細は資料の61ページから73ページをご覧ください。

以上、調査対象16筆すべてを非農地と判断しましたので、総会の議決を求めます。

以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。賛成多数により、議案第14号については原案のとおり可決決定されました。

議 長 つづきまして、議案第15号地域計画策定に向けた各地区の現状・課題等に関する意見についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 はい。資料の74ページをお願いします。

議案第15号地域計画策定に向けた各地区の現状・課題等に関する意見についてでございます。

地域計画とは、人・農地プランに定めた「地域農業の将来の在り方」に、10年後に誰が耕作するのかを示した目標地図を加えたものです。

昨年10月8日から11日にかけて、町内4地区について地元協議が開催され、委員の皆様にもご参加いただきました。

今回、75ページのとおり、町から地域計画の案が示され、農業委員会としての回答を求められました。地域計画案は、77ページから南吉富地区、81ページから西吉富地区、86ページから友枝地区、92ページから唐原地区について掲載をさせていただいております。

事務局としましては、この地域計画案に同意するものとして、「意見なし」と回答してよろしいか、お伺いするものです。以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により、議案第15号については原案のとおり可決決定されました。

議長 以上で本日予定していた議案の審議は終わりました。

その他について事務局からお願いします。

事務局 はい。では、資料の97ページをお願いします。

令和7年度の定例総会の日程表でございます。

定例総会の開催日は、毎月10日を基本に、土日祝日とお盆、年末年始を考慮したものとしています。

なお、会場につきまして、これまでの大会議室から第一会議室へ変更しております。

新型コロナウイルスの流行により、令和2年5月期定例総会から大会議室で開催しておりましたが、今回、もとの第一会議室へ戻すものでございます。

日程表のとおり、次回定例総会は4月10日木曜日、会場は役場第一会議室でございます。

欠席される場合は前日までのご連絡をお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

議 長 委員の皆さんから何かございませんか。よろしいですか。
それではこれで3月期定例総会を終了いたします。ありがとうございました。

令和7年3月10日 午前9時30分閉会